

## 国内株式投信・新税制の留意点

2003 年 12 月 27 日号で浅田里花がレポートしたように、平成 16 年度の税制改正により、国内株式投信の税制が見直されることになった。

最大のポイントは、株式投信を買取請求で換金すると、原則として上場株式の譲渡益課税と同じ扱いにするという点にある。この変更は正式には通常国会での法律改正 (3 月の見込み) を待たねばならないが、既に平成 15 年度の税制改正で決定済みの変更点も含めて、新税制の留意点を紹介しておきたい。

### ● 収益分配金の税金の扱い

今年 1 月から決算時の収益分配金 (普通分配金) については、配当所得として 10% (所得税 7%、住民税 3%) の源泉徴収で確定申告不要に改正されている。確定申告した方が有利になる場合は確定申告することも認められているが、この場合は他の所得 (給与所得など) と合算しての総合課税となり、税額控除としての配当控除が受けられる。

ただし株式投信の収益分配金のうち、株式の配当金が占める割合はおよそ半分とみなしているため、配当控除率も株式の配当金の半分になる。さらに信託約款に規定する外貨建て資産割合および株式以外の資産割合が高まるにつれ、配当控除率は低下する仕組みになっている (図表参照)。

この点も考慮して確定申告したほうが税負担が軽くなって有利になるのか、申告しない方が有利になるの

かを検討する必要がある。

なお元本の払戻しに相当する特別分配金は従来通り非課税である。

### ● 解約請求の税金の扱い

この点も昨年度の税制改正で決定済みだが、解約請求による値上がり益 (解約益) は解約時における分配金とみなされて、収益分配金と同じく配当所得として今年 1 月から 10% 源泉徴収・申告不要に改正されている。確定申告した場合は総合課税扱いになり、税額控除としての配当控除が受けられる。

注意しなければならないのは、解約請求の場合は個別元本を上回った部分が利益とみなされ、購入時に負担した買付手数料は考慮されないという点である。たとえば 1 万口に付き 1 万円 (1 口 1 円) の基準価額で外枠手数料 3% の株式投信を 100 万口購入した場合、実際の買付代金は買付手数料 3 万円 + 消費税 1500 円を足した 103 万 1500 円になるが、税法上は 100 万円が元本とみなされ、これを上回った部分に税金が課せられる。

この解約請求による値上がり益は配当所得のため、株式等の譲渡損益 (譲渡所得) とは損益通算できない。ただし個別元本を下回る基準価額で解約した場合は、みなし譲渡損 (マイナスの譲渡所得) として株式等の譲渡益や株式投信を買取請求で換金した場合の利益と損益通算できる。しかし解約請求による値上がり益とは損益通算はできない。

なお個別元本を下回る基準価額で解約する場合は、購入時の買付手数料を損失に含むことができる。

### ● 買取請求の税金の扱い

この点が今年度の税制改正の最大のポイントである。

販売会社に株式投信を売却することによって換金する買取請求の場合は、値上がり益・値下がり損とも譲渡所得として上場株式等と同じく 10% の申告分離課税になる。この場合は買付手数料が値上がり時・値下がり時ともに損益の計算で考慮に入れられる。先ほどの例でいうと、103 万 1500 円が税法上の元本になる。

また買取請求による値上がり益・値下がり損は相互に損益通算ができるとともに、上場株式等の損益および株式投信の解約請求による値下がり損とも損益通算ができる。

原則として確定申告が必要になるが、譲渡所得扱いなので解約請求と違い配当控除の適用はない。

多くの場合、解約請求より買取請求のほうが有利になるので、今後、買取請求に応じる販売会社が増加すると思われる。

ただし今年の 3 月 31 日までの買取請求では、換金時に個別元本を超過した部分の 7% を特別控除として差し引いた価額が販売会社による買取価額になる。そしてこの買取価額と手数料込みの買付代金との差が譲渡益として申告分離課税の対象になるので注意が必要だ (4 月 1 日以降はこの特別控除はなくなる予定)。

(クルー 目黒政明)

### ● 株式投信の組入れ資産と配当控除率

外貨建て資産割合	株式組入れ割合		
	50%超	25%超 50%以下	25%以下
50%以下	所得税 5%、住民税 1.4%	所得税 2.5%、住民税 0.7%	0
50%超 75%以下	所得税 2.5%、住民税 0.7%	所得税 2.5%、住民税 0.7%	0
75%超	0	0	0

※課税総所得金額が 1000 万円を超えた場合は、配当控除率は上記の 2 分の 1